

振興組合は総会に備えよう

事業年度末が3月の商店街振興組合では、総会シーズンを迎えるにあたり
総会資料の作成など準備に取り掛かる時期となります
そこで、よくある質問を取り上げQ&A形式で紹介します

Q1

コロナ禍でも通常総会を開催しないといけませんか？

はい。開催しなくてはなりません。

通常総会が成立するにはどれだけ出席が必要ですか？

総組合員の半数以上が出席すれば、総会は成立します。「出席者」には
①本人出席 ②委任状による出席 ③書面による出席 が含まれます。

Q2

Q3

委任状による出席とはなんですか？

あらかじめ通知された議案について組合員が署名した書面
または代理人をもって議決権を行使することです。
代理できる組合員数は法律で4人までとなっていますが
定款で制限している場合もありますので確認してください。

書面による出席とはどういうことですか？

あらかじめ通知された議案について書面議決書にて
議決権を行使することです。各議案について原案に
「賛成する」「反対する」旨を記入して組合へ提出します。参照▶

Q4

令和〇年 月 日

●●●●商店街振興組合
代表理事 ×××× 殿

住 所 _____

組合員名称及び氏名 _____ 印

書 面 議 決 書

私は令和〇年〇月〇日開催の第■期通常総会を都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使します。

記

第1号議案	令和〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件	原案に	賛成・反対
第2号議案	令和●年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件	原案に	賛成・反対
第3号議案	令和●年度借入金額の最高限度額決定の件	原案に	賛成・反対
第4号議案	加入手数料及び手数料の最高限度額決定の件	原案に	賛成・反対
第5号議案	役員報酬決定の件	原案に	賛成・反対

書式例

Q5

役員改選についての留意点は？

- 本人出席＋委任状の数で総会が成立する場合、役員改選は従来の方で行ってください。(昨年役員改選を延期した組合は忘れずに行ってください)
- 書面議決書を用いて総会を開催する場合は、役員改選の議案を延期するなどの対応が必要となります。(定款にて選任制をとっている組合は役員改選可)



都振連まで ⇒ TEL:03-3542-0231
Mail:webmaster@toshinren.or.jp